令和7年度　第2回弥富市総合教育会議

1. 日　時　　令和7年11月7日（金）　午前　8時30分～

2. 場　所　　弥富市役所まちなか交流館2階　マルチルーム

3. 出席者

市長	安藤正明	副市長	村瀬美樹
総務部長	伊藤淳人	市民生活部長	飯田宏基
総務部参事	天野孝教		
教育委員会			
教育長	高山典彦	教育長職務代理者	阿部康治
委員	浅野美喜子	委員	矢野浩一
委員	宇佐美貴江		

4. 説明者

教育部長	渡邊一弘	学校教育課長	飯塚義子
歴史民俗資料館長兼図書館長	田畑由美子	学校教育課主幹	三浦　聡
図書館長補佐	久留宮誠		

5. 開　会

6. あいさつ

7. 議　題

（1）教育委員会における図書館及び歴史民俗資料館に関する事務の市長部局への移管について（資料1）

（2）令和7年度弥富市教育委員会事務点検評価報告について（資料2）

（3）その他

8. 閉　会

・・・・・・・・・・○・・・・・・・・・・

５．開会

○　部長より　　おはようございます。早朝よりすみません。皆さまには早くから集まっていただきました。ありがとうございます。これから令和７年度第２回総合教育会議を始めたいと思います。その前に、今回の議事の内容につきまして、本日、総務部長、市民生活部長、総務の参事にも同席をしていただいておりますので、よろしくお願いいたします。会議を始めたいと思います。

・・・・・・・・・・○・・・・・・・・・・

６．あいさつ

○　部長より　　はじめに、ごあいさつを市長よりいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○　市長より　　おはようございます。早朝より、第２回となります総合教育会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。きょうは立冬でございまして、冬が始まる日でございますけど、きょうは比較的暖かい朝でしたが、少し前は朝の気温は６．７度くらいだった、大変冷え込んだ朝もありました。またきょうは少し風も出るようで、木枯らしかなということもあるかもですが、それぞれ冬本番に備えまして、ご自愛いただければと思うしだいでございます。本日の会議ですが、図書館、歴史民俗資料館に関する事務の市長部局への移管についてなど、重大な事項につきまして、教育委員の皆様のご意見をお聞きしたく、このような会を設けさせていただきました。まちなか交流館内の多種に及ぶ機関が、今以上に連携できる体制が整い、地域の拠点としてさらなる振興へとつながることが期待できるよう、貴重なご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますがあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

・・・・・・・・・・○・・・・・・・・・・

7. 議題

○　部長より　　では議事に入ります。議事の進行につきましては市長の取り回しでお願いします。

○　市長より　　では議事の進行をします。（１）教育委員会によります図書館及び歴史民俗資料館に関する事務の市長部局へ移管についてを事務局から説明願います。

○　図書館長より　　図書館長、田畑です。図書館、歴史民俗資料館に関する事務の市長部局への移管についてご説明をいたします。資料１。こちらに沿って説明をいたします。まちなか交流館は、金魚や文鳥の産地としての本市の観光、文化の発信拠点として、また地域の交流や学びの場としてより多くの方に訪れていただくための魅力あふれる施設とすることを目的としており、利用者が利用しやすい施設として柔軟な活用が求められております。現在、図書館、歴史民俗資料館は教育委員会が所管し、ＹａＴｏＭｉＡＱＵＡややとみっけベースは市長部局が所管しており、まちなか交流館内で所管が異なっているのが現状でございます。市長部局では令和８年度のまちなか交流館のリニューアルに向け、まちなか交流館の管理及び運営等に関する条例を制定するとともに、それに伴う組織体制の改編を検討しております。令和元年の法律改正により地方分権の観点から地方公共団体の判断で図書館等の公立社会教育施設の所管を教育委員会から市長部局へ移管することが可能となっております。この法律の改正の主旨において、まちづくり、観光など、他の行政分野との一体的な取り組みの推進等のために、地方公共団体がより効果的と判断する場合には、条例により地方公共団体の長が所管することを可能とするとされております。市では観光、文化、地域振興等における機動的、一体的な活用を推進することを目的として、まちなか交流館は市長部局の所管とすることを考えております。詳細としては、まちなか交流課を新設し、まちなか連携グループと観光・文化財グループの２グループ体制とし市民生活部の所管とします。なお、令和８年１０月には商工会が移転予定となっております。市長部局へ移管する事務としては、１つめに図書館及び歴史民俗資料館の設置、管理、及び廃止に関すること。２つめに、文化財の保護に関することでございま

す。１２月議会に上程される条例としては、１つめは弥富市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例。２つめに弥富市まちなか交流館条例でございます。手続きの流れでございますが、１１月４日、市長から教育委員会に対し意見聴取を出されて教育委員会で受け取りました。地教行法第２９条によるものです。そして１１月５日、１１月の定例教育委員会にてお諮りをいただきました。そして本日１１月７日、教育委員会から市長に対して意見の回答をしていただきたいと思います。その後、１１月１２日が議会の４役に対する説明をすることになっています。１１月１８日、全員協議会で議員へ配布をしていきたいと思います。１１月２６日、１２月議会初日に条例改正の議案の上程をします。そうすることにより、同日、議会から教育委員会に対して意見聴取。こちらは地教行法第２３条第２項により議会から出される形になります。その後、来月１２月４日、１２月の定例教育委員会で議会への回答をお諮りいただきます。また同日、教育委員会から議会に対して意見の回答をするという形をとっていただきたいと思います。その後、１２月１１日、１２月議会の議案質疑があり、１５日に１２月議会の総務建設委員会にて質疑等がございます。その後、１２月２３日、１２月議会の最終日に議決予定となっております。これが終わりまして、今後は規則制定等を行っていく必要があります。こちらは地教行法第３３条第３項に基づく協議ということです。以上が図書館、歴史民俗資料館に関する事務の市長部局への移管についての内容等です。

○　市長より　　ありがとうございました。ただいま、図書館長より図書館、歴史民俗資料館に関する事務の市長部局への移管についての説明がありましたが、これにつきまして地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規制によりまして教育委員のご意見を伺うということですので、ぜひご意見ご質問等があればよろしくお願いいたします。

○　宇佐美委員より　　今まで教育委員会所属だったので、子どもたちが見学に行ったりとか職業体験も自由じゃないですけど、けっこう簡単にやれたと思うんですけど、そちらに移るにあたり、そのへんは配慮していただけるとありがたいのかなと思います。１つ、部が違うので申請の方法とかも変わってくると思うんです。今までだとお願いしますといって、同じ局内でやれたんでしょうけど、それ

ができなくなるかなと思うので。そのへんの配慮をしていただけるとありがたいなと思います。

○　市長より　　今の質問につきまして。市民生活部長。

○　市民生活部長より　　これまでもですけど、同じ建物に市長部局と教育委員会がありましたし、すぐに連絡がありまして、顔を合わせて相談ができますので、そのへんは問題はありません。

○　市長より　　これまでどおり、ちょっと違っているかと思うんですけど、子どもたちには迷惑をかけないようにさせていただきたいと思います。ほかにありましたら。教育長は。

○　教育長より　　先日の定例教育委員会では、今まではどちらかというと、来ていただいた利用者に対して歴史民俗資料館であれば資料を見てもらったり、図書館であれば利用してもらったりとどちらかというと受け身というか、待っているという形でしたけど、今度まちなか交流館で一緒になるということで、観光課だとかがすでにやっている発信という部分も変わってきますので、両方とも魅力ある施設ですのでそういったものが発信できるのではないかという期待の意見も、先日の教育委員会では出されました。あとは先ほどの、これまでどおり、子どもたちや利用者が気持ちよく利用できるような体制をとれるとありがたいという意見がでました。

○　部長より　　では、今、そういった意見、これまでの教育委員会での意見を、今市長にもお伝えさせていただいたところです。それではここで、市長からいただいた意見聴取についての回答を、教育長から渡していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○　教育長より　　７弥教委３６７号、令和７年１１月７日、弥富市長、安藤正明様。弥富市教育委員会、教育長、高山典彦。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づく意見について回答いたします。令和７年１０月３１日付。７弥企第４４号で照会がありました下記上程案については意義はありません。記、弥富市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について。

○　市長より　　ありがとうございます。

○　教育長より　　教育委員会でもお話をさせていただきましたが、今まで教育部教育委員会の中で図書館と歴史民俗資料館、それぞれの持ち味を生かして住民サービスを心掛けておりました。笑い話になりますが、手塩にかけて育てた娘をお嫁に出すという心境で、期待もしつつ、安堵もしつつ、かわいがっていただけるといいかなと思います。そしてより魅力ある市民に愛される施設になりますことをご祈念申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○　市長より　　ありがとうございました。弥富市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を１２月議会に上程させていただきます。続きまして令和７年度弥富市教育委員会事務点検評価報告書について、資料２、事務局から説明をお願いします。

○　学校教育課長より　　飯塚です。資料２に沿って。教育委員会の事務点検評価報告書というのは、そもそも何かというと、教育委員会が重点的に取り組んでいる施策や喫緊の課題解決に関する事業、また第二次総合計画、後期基本計画に掲げる主要事業について、教育委員会の事業について、学識経験者に評価をしていただくもので、この報告書については議会へ提出するとともに、弥富市ホームページでも公表していきたいと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行いその結果に関する報告書を作成し議会に提出・公表するものです。評価にあたっては、教育に関して学識経験を有する者の知見の活用を図るとあります。委員は中段にあります２名で、現在十四山東部小学校評議員の荒木弘一様と、弥富市女性の会会長、鈴木みどり様にお願いしております。任期は２年です。点検評価の実施事業は、第２次総合計画、後期計画に掲げる主要事業を中心に13事業を行いました。評価委員には市役所に２回お越しいただきました。１回目は各課からそれぞれの事業の説明をさせていただきました。２回目については評価委員からの評価をいただきましたのでよろしくお願いいたします。

○　市長より　　ただいま学校教育課長より、事務点検評価報告書について説明がございました。委員の皆様、ご質問ご意見がありましたらお願いします。

○　部長より　　市長、少し補足をさせてください。今、学校教育課から経緯につい

て説明をさせていただきました。法は以前から施行されている中でやっているのですが、弥富市においては、点検評価は今回が初めての実施ですが、これまでは、総合計画の中にある施策に基づいて全部局一斉に行っている行政評価、事務事業評価、これにおいて教育部門についても、すべての事業についてすでに評価を受けているところです。

○　市長より　　ほかに、ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

○　市民生活部長より　　質問ですが、今後、点検評価の１２、１３の取り扱いはどのように。

○　学校教育課長より　　年度ごとに変更も可能ですので、このへんは考えなくてはいけないと思っているところです。生涯学習課と図書館で。

○　部長より　　これは令和６年度の事業なのでこのようになっていますが、来年についても令和７年の事業ということで評価することになるので、その部分については同様になさるかな思いますが、それ以降についてはまた別の検討が必要かなと思います。

○　市長より　　評価の所管も違ってくるんですね。

○　部長より　　評価と点検というのは教育委員会の事業について教育委員会が自ら事業を評価するものですから、教育委員会の事業にないものについてはその評価から外れるということになると思います。

○　市長より　　ほかにありますでしょうか。今後１２月議会で全部報告するということになりますので、修正するところは修正していただきたいと思います。では（３）その他。事務局から何かありましたら説明をお願いします。

○　部長より　　その他については、今、持ち合わせておりません。特にありません。連絡事項はないよね。

○　市長より　　ありがとうございました。早朝より、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。議事はすべて終了でございます。進行を事務局へお返しします。ありがとうございました。

・・・・・・・・・○・・・・・・・・・

９．閉会

○　部長より　　それでは、他に連絡事項等もないということですので、これをもちまして令和７年度第２回弥富市総合教育会議を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

……○……